

「犯行予告等への対応要領」に対する意見及び回答

No.	頁	項	意見等	回 答
1		全般	「時間」と「時刻」の使い分け、「住民」と「市民」の使い分け	指摘のとおり修正しました。
2	P 1	2	対象とする事態にサイバーテロは含まない認識でよいか。	サイバーテロは、本要領とは異なる対応となるため含んではいません。
3	P 1	4 (2) イ	学校に直接犯行予告があった場合の安心安全課への連絡は教育委員会を経由するのか。	指揮・命令系統を経て安心安全課へ連絡することとし、予告を受け取った部署、施設、人が直接警察に連絡する場合は付記しました。
4	P 1	4 (2) イ	以前、警察署から「犯行予告を受けた部署から直接連絡が欲しい。」との要望があったので、警察への連絡は警察の要望どおりがよいのではないか。	調布警察署の同発言の趣旨は「犯人と直接対応（電話含む。）した場合は犯人の様子などを確認したいので、対応した方に犯人に関する話を聞きたい。」とのことです。本対応要領が対象とする犯行予告はそのほとんどがメールや郵送によるものであり、犯人と直接対応する機会はほとんど想定していません。そのため、安心安全課で一元的に集約して警察へ連絡することを原則としつつ、犯行予告時刻まで時間的余裕がない場合、犯人と直接対応した場合はその部署、施設、人から犯人の様子等について直接警察へ連絡をお願いします。ただし、その後の対応検討、警察の見解、他区市の状況確認等、安心安全課と警察との連携が緊密に必要となることから安心安全課への連絡も併せてお願いします。
5	P 2	4 (3) エ	犯行の対象が小・中学生の場合の学校への連絡はしないのか。	学校を経由しない犯行予告の場合、臨時庁議、庁議メンバーによる情報共有及び対策検討の場で公表の範囲を決定します。

6	P 2	4 (3) エ	「勤務の合間を活用して目視で不審物、不審者を捜索」の中で、不審物捜索等は業務の一環なので「勤務の合間を活用して」は不要ではないか。	警戒レベル1においては信憑性が極めて低いと判断された事態であり、後に記述されている警戒レベル3の一斉捜索と区別するために記述したものです。レベル1の場合は、各課、施設等ごと当日の業務を考慮して空いた時間での実施をお願いします。
7	P 2	4 (3) エ	「小・中学生等」を「児童・生徒等」に修正	犯行予告の内容には「児童・生徒」の表現より「小・中学生」の表現が一般的であり、これに合わせて記述
8	P 2	4 (3) エ	幼児や高校生等を対象とした場合であっても小・中学生と同様の警戒が必要ではないか。	「小・中学生等」の「等」に含むもので、() にて付記します。
9	P 3	4 (4) ア	警戒レベル1及び2における市内パトロールは青色回転灯付き庁用車とあるが、車の有無に関わらず全庁的に対応するべきではないか。	警戒レベル1及び2は信憑性が低いと判断された事態であり、市内のパトロールについては、市民等から車両の判別が容易な青色回転灯付き庁用車だけで対応することを想定しています。
10	P 3	4 (5) カ	小・中学生に対する犯行予告の場合、対策検討に教育委員会はどのように関わるのか。	犯行予告の情報共有、対応検討にあたっては臨時庁議、ロゴチャット等を活用した庁議メンバーによる検討の場を設定し、各部等の情報共有、意見交換、決定事項の共有等を行います。
11	P 3	4 (5) キ	小・中学生に対する犯行予告の場合、保護者への公表については安心安全課の指示に従うことでよいか。	部外公表については重要な判断事項の一つであり、その実施の可否、範囲、手段等については庁議メンバーで検討して決定され、その細部を安心安全課が関係部署と調整し危機管理監が統制することを想定しています。
12	P 3	4 (5)	4 (3) エと内容が重複	「4 (5) 警戒レベル3における対応の細部事項」を「4 (3) エ③警戒レベル3」に含めて再整理しました。